

# 臨床修練診療所確保事業 ～外国医師診療所～

(国家戦略特別区域法第24条の2 平成27年7月15日)

## 特例措置前

○医師法第17条の例外として、臨床修練制度では、医療分野における国際交流の進展等に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修のために診療を行うことを認めているが、それができる診療所は、臨床修練指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所に限定されている。

(規制の根拠)

○医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条  
外国医師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の修練を目的として本邦に入国していること。
- ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
- ③ 外国の医師等の資格を取得後、3年以上の診療経験を有すること。

## ニーズ

○外国医師等が臨床修練を行うことができる診療所の要件を緩和し範囲を拡大すべき。

## 特例措置

○臨床修練指定病院との間で緊密な連携体制が確保されていなくても、臨床修練を行うことができる。

(要件)国家戦略特別区域法第24条の2第2項より

- ・当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。
- ・臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

## 効果

○臨床修練を行うことのできる環境を一層整備し、外国医師等の受入れを促進することで、医療の分野の国際交流の進展に寄与。